オンライン診療・予約の導入支援！

上限50万円まで

日立市が補助します

市内の病院、診療所(医科)のための補助制度です

次のような場合、補助の対象となります

- 新しく**オンライン診療・予約のシステムを導入**したい
- タブレット・PC、ウェブカメラなど、**オンライン診療・予約のための備品を購入**したい

※対象経費、補助金の交付要件等の詳細は裏面をご覧ください。

患者の通院負担軽減や継続治療のため
オンライン診療・オンライン予約を
始めてみませんか

厚生労働省が全国のオンライン診療を実施している医療機関の事例を紹介しています。
医療機関の規模や診療科など、様々な事例があります。右のQRコードからご覧になり、参考にしてください。

お気軽に電話・メールで問合せください

日立市 地域医療対策課

0294-23-6766

iryou@city.hitachi.lg.jp

日立市では、医療現場におけるデジタル化の推進により、通院負担の軽減など患者の利便性の向上等を図るため、オンライン診療・予約の導入を支援する補助制度を実施しています。

オンライン診療には、専用のシステムを導入する方法や、タブレット端末のみを利用しランニングコストを抑える方法などがあります。

オンライン予約には、事前に日時を予約するものから当日に順番を予約するものまでさまざまな方法があります。

それぞれの医療機関に合ったオンライン診療・予約の方法を検討いただき、この補助制度をご活用ください。

補助制度の概要

対象者※1	市内の病院、診療所（医科）	
対象経費※2	オンライン診療等システムの導入に係る初期整備費用	オンライン診療等のシステムの導入に係るアカウント発行、システム設定等の初期整備費用
	オンライン診療等に使用する情報通信機器等の購入費用	パソコン、タブレット端末（スマートフォンを除く。）、ウェブカメラ、マイク、ヘッドセット、ルーター等の備品の購入経費
金額	対象経費の合計額（上限50万円）	
交付条件	■ オンライン診療の実施に当たっては、厚生労働省作成の最新の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」及び関連通知の内容を遵守すること。 ■ 本市ホームページ等において、オンライン診療等を実施している医療機関として名称、所在地、電話番号等を公表することに同意すること。 ■ 院内の掲示やホームページ等において、オンライン診療等を実施していることを周知すること。 ■ この補助制度を活用して整備した設備を目的外に使用しないこと。 ■ 本市がオンライン診療等の実績等に関する調査を実施する際には、これに応じること。	

※1　既にオンライン診療・予約を実施している場合や市税の滞納がある場合などは対象外

※2　国や他の地方公共団体等が実施する補助制度の対象となっている経費は対象外